

議案第 4 号

駐車場の有料化に伴う財産の貸付について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第6号の規定により、次のとおり適正な対価なくして財産を貸し付けることについて議決を求める。

- 1 貸付をする財産 土地
所 在 中央公民館駐車場敷地
和光市中央一丁目4824番3、9、4825番3の各一部、
4825番1

勤労青少年ホーム駐車場敷地
和光市新倉一丁目4035番8、9の一部
- 2 貸付の相手方 株式会社イーマックス
- 3 貸付の期間 市議会後において定める日から令和9年3月31日まで
- 4 貸 付 料 中央公民館駐車場敷地 月額 51,480 円
勤労青少年ホーム駐車場敷地 月額 24,750 円

令和4年2月21日提出

和光市長 柴 崎 光 子

提 案 理 由

土地貸付料が行政財産の使用料に関する条例第2条に準じて算出した貸付料を下回ることから、地方自治法第96条第1項第6号の規定により、この案を提出するものである。